一般社団法人 甲賀市国際交流協会 定款

2026 年 5 月 30 日改正
一般社団法人甲賀市国際交流協会定款

第１章　総　則

（名称）
第１条　当法人は、一般社団法人甲賀市国際交流協会と称する。
（事務所）
第２条　当法人は、主たる事務所を滋賀県甲賀市に置く。
２　当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。
（目的）
第３条　当法人は、甲賀市においてお互いの良さや違いを認め合い支え合う多文化共生の地域社会の創造に寄与するとともに、諸外国の人々との相互理解・友好親善に資することを目的とする。
（事業）
第４条　当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
１　国際交流の推進に関する事業
２　国際教育の推進に関する事業
３　多文化共生の地域社会づくりの推進に関する事業
４　市や関係団体との連携・協働に関する事業
５　その他当法人の目的を達成するために必要な事業
（公告の方法）
第５条　当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第２章　会　員（社 員）

（入会）
第６条　当法人の目的に賛同し、入会した会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。
２　会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
（経費等の負担）
第７条　会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
（退会）
第８条　会員は、当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
（除名）
第９条　当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第４９条

第２項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。
（会員の資格喪失）
第１０条　会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
⑴　退会したとき。
⑵　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
⑶　２年以上会費を滞納したとき。
⑷　除名されたとき。
⑸　総会員の同意があったとき。
（会員名簿）
第１１条　当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第３章　社員総会

（構成）
第１２条　社員総会は、全ての会員をもって構成する。
（権限）
第１３条　社員総会は、次の事項について決議する。
⑴　会費の額
⑵　会員の除名
⑶　理事及び監事の選任又は解任
⑷　理事及び監事の報酬等の額
⑸　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
⑹　定款の変更
⑺　解散及び残余財産の処分
⑻　その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項
（開催）
第１４条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。
（招集）
第１５条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
２　会員は全会員の議決権の１０分の１以上の同意を得て、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
（議長）
第１６条　社員総会の議長は、会長がこれに当たる。
（議決権）
第１７条　社員総会における議決権は、会員１名につき１個とする。
（決議）
第１８条　社員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
⑴　会員の除名
⑵　監事の解任
⑶　定款の変更
⑷　解散及び残余財産の処分
⑸　合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
⑹　その他法令又はこの定款で定める事項
（代理）
第１９条　社員総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。
（決議及び報告の省略）
第２０条　理事又は会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
２　理事が会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。
（議事録）
第２１条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び出席した理事の中から選出された２名の議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第４章　役　員

（役員）
第２２条　当法人に、次の役員を置く。
⑴　理事　４名以上 13 名以内
⑵　監事　２名
２　理事の内１名を代表理事と定め、代表理事をもって会長とする。
３　代表理事以外の理事の内２名を副会長とする。
４　副会長、理事の内１名を業務執行理事とすることができる。
（役員の選任）
第２３条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
２　会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
４　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。
（理事の職務及び権限）

第２４条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
２　会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。副会長は会長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
（監事の職務及び権限）
第２５条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
（役員の任期）
第２６条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事若しくは監事が欠けた場合又は第２２条第１項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
５　増員により選任した理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了する時までとする。
（役員の解任）
第２７条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（役員の報酬等）
第２８条　理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。
（取引の制限）
第２９条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
⑴　自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
⑵　自己又は第三者のためにする当法人との取引
⑶　当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
（顧問）
第３０条　当法人に、顧問若干名を置くことができる。
２　顧問の選任及び解任は理事会において決議する。
３　顧問は、会長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

４　顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
５　顧問の任期は理事の任期に準ずる。

第５章　理事会

（構成）
第３１条　当法人に理事会を置く。
２　理事会は、全ての理事をもって構成する。
（権限）
第３２条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
⑴　業務執行の決定
⑵　理事の職務の執行の監督
⑶　会長（代表理事）、副会長、業務執行理事（兼務）の選定及び解職
⑷　社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
⑸　規則の制定、変更及び廃止
（招集）
第３３条　理事会は、会長が招集する。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
３　理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。
（議長）
第３４条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。
（決議）
第３５条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（決議及び報告の省略）
第３６条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。
２　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
（議事録）
第３７条　理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
（理事会規則）
第３８条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の

規則で定める。

第６章　基　金

（基金の拠出等）

第３９条　当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

２　基金の募集等の手続きについては、理事会が別に定める基金取り扱い規定によるものとする。

３　拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

４　基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第７章　計　算

（事業年度）

第４０条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第４１条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会で報告しなければならない。

（事業報告及び決算）

第４２条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号及び第２号の書類については、その内容を報告し、第３号から第５号までの書類については、承認を受けなければならない。

⑴　事業報告

⑵　事業報告の附属明細書

⑶　貸借対照表

⑷ 損益計算書（正味財産増減計算書）

⑸ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置く。

（剰余金の不分配）

第４３条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第８章　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第４４条　この定款は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

（解散）

第４５条　当法人は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４６条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人

と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　委員会

（委員会）

第４７条　当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

２　委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会が選任する。

３　委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第１０章　事務局

（事務局）

第４８条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長及び職員は、会長が任免し理事会に報告する。

４　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第１１章　附　則

（最初の事業年度）

第４９条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和５年３月末日までとする。

（設立時の役員）

第５０条　当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事　　中島教芳
　　山下由行
　　水谷敦子
　　古谷兼一
設立時代表理事　　中島教芳
設立時監事　　植西禮之輔
　　松下富男

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第５１条　設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

滋賀県甲賀市甲賀町
　　設立時社員　　中島教芳
滋賀県甲賀市水口町
　　設立時社員　　山下由行
滋賀県甲賀市甲南町
　　設立時社員　　水谷敦子
滋賀県甲賀市信楽町
　　設立時社員　　古谷兼一

（法令の準拠）

第５２条　この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

この定款は、2022 年 12 月 12 日より施行する。

この定款は、2024 年 5 月 25 日から施行する。

この定款は、2026 年 5 月 30 日から施行する。